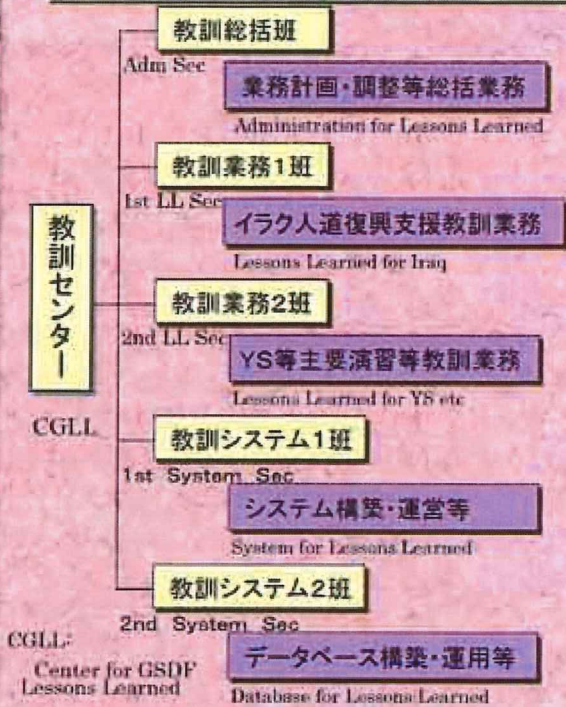


教訓センターの組織と機能

CGLL

教訓センターは、陸自の出勤・行動・訓練等から得られる教訓資料の収集、整理、蓄積、分析及び配布に関する業務を担当する新しい組織であり、教訓総括班、教訓業務1・2班、教訓システム1・2班の5個班から成ります。

CGLL consists of 5 sections, Administration Sec, 1st & 2nd Lessons Learned Sec, and 1st & 2nd System Sec in charge of collection, process, database, analysis and publication of Lessons Learned.

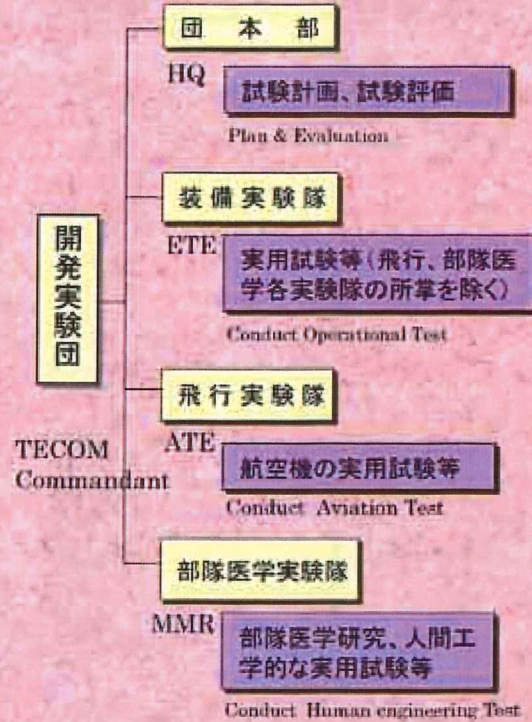


開発実験団の組織と機能

TECOM

開発実験団は、団本部と装備品の実用試験の対象に応じた3個の組織、装備実験隊、飛行実験隊、部隊医学実験隊から成ります。

TECOM consists of a HQ and 3 units, the Equipment Test & Evaluation Unit(ETE), Aviation Test & Evaluation Unit(ATE), and Military Medicine Research Unit (MMR).



平成30年3月12日の防衛大臣からの省内幹部への指示について

第17回定例幹部会議（平成30年3月12日開催）における小野寺防衛大臣から口頭により行われた指示事項は、以下のとおりです。

国会では森友学園の文書の書き換えが問題となっているが、昨年は日報問題で防衛省・自衛隊が国民からの御批判を受けた。今回の関連で防衛省はその後どうしたのかとみられることもあろう。あらためて情報公開、行政文書管理、情報保全を徹底してほしい。

（注）出席者

防衛大臣、福田防衛大臣政務官、大野防衛大臣政務官、折木政策参与、西政策参与、事務次官、大臣官房長、防衛政策局長、整備計画局長、人事教育局長、田中地方協力局次長（地方協力局長代理）、衛生監、施設監、土本審議官、青柳報道官、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚副長（海幕長代理）、航空幕僚副長（空幕長代理）、情報本部長、防衛装備庁長官、防衛監察監、防衛研究所副所長、文書課長

平成 30 年 3 月 23 日閣僚懇談会における内閣総理大臣の発言内容

- この度の決裁文書の書換えにより、行政全体の信頼が損なわれました。痛恨の極みです。
- 一度失われた信頼を取り戻すことは至難ですが、我々閣僚が先頭に立って、全ての政府職員が、一からやり直すつもりで、信頼回復に全力で取り組んでいきましょう。
- まず、全ての政府職員には、原点に立ち返り
 - ・ 公文書は国民が共有する知的資源であること
 - ・ 公文書を扱う者の立場は、極めて重いことを改めて、肝に銘じていただきたいと思います。
- その上で、各行政機関は、次の事項に、直ちに組み込んで欲しいと思います。
 - ・ 幹部職員が先頭に立って、4月からの新ガイドラインによる厳格なルールを全職員に徹底し、確実に運用すること
 - ・ 更新等の履歴が厳格に管理できる電子決裁システムへの移行を加速すること
- 現在、私たちは、今般の決裁文書の書換え事案について、事実関係の調査、解明を進めています。今後、その解明を踏まえ、更に問題点を洗い出し、公文書管理の在り方について、政府を挙げての見直しを行いたいと考えています。

さらに、統幕参事官付においても、本件日報が共有され、報告資料の一部として使用していたことから、本件日報の存在を認識できる状況であったにも関わらず、統幕参事官付関係職員は、本件日報を不存在につき不開示とする案の意見照会に対し、意見なしと安易に回答したことは、適切ではなかった。

3 本件日報の管理に関する不適切な対応

(1) 平成28年12月の本件日報の廃棄

陸幕運情報部長は、不開示決定や自民党行革推進本部からの資料要求以降、陸幕関係職員から指揮システム掲示板にアップロードされた日報が存在している旨の報告を受けた際、本件不開示請求において文書不存在につき不開示としたことを認識していたにもかかわらず、本件日報の開示に係る処置を行うことなく、用済み後破棄を念頭に、掲示板の適切な管理について指導した。その後、当該指導を受け、CRF司令部において、本件日報を含む、第10次隊までの掲示板の日報が廃棄された。

このようない行為は、陸自に存在する本件日報について、開示に係る処置を行わず、文書不存在につき不開示決定とした対応に実態を合わせるよう指導したとみなされ、やむを得ないものであることから、行政文書の不開示義務(情報公開法第5条)違反に該当し、不適切である。

(2) 平成29年2月の本件日報の廃棄

陸幕運情報部長は、統幕に存在する本件日報のみを公表したこととの整合を図るため、CRF司令部関係職員に対し、適切な文書管理とした上で、日報の廃棄を依頼した。その後、CRF司令部において、複数の本件日報が廃棄された。また、陸幕運情報部長は、陸幕運用支援課長に日報の廃棄を指示し、陸幕初対室に存在する日報が廃棄された。

このようない行為は、統幕において本件日報が確認され、防衛省としてこれを公表するとしていたことから、直ちに、情報公開法違反に該当するものとならないものの、陸自において本件日報を不存在とした上で、掲示板の日報を廃棄させたこと、陸自に存在する日報を個人データであると説明した経緯を踏まえた場合、文書不存在につき不開示決定とした対応に実態を合わせるよう廃棄の依頼等がなされたといえることから、適切ではなかった。

4 本件日報の存在に係る防衛大臣報告の遅れ及び対外説明を含む不適切な対応

陸幕運情報部長は、統幕総括官に対し、陸自に存在する日報が行政文書である可能性を認識しつつ、当初は日報は不存在とし、1月下旬に日報が個人デ

ータとして存在すると説明したため、関係者の意思疎通に混乱を生じさせた。

一方、統幕総括官は、防衛大臣から本件日報の再探索の指示を受けたにも関わらず、陸幕等に対する再探索を指示することはなかった。その後、統幕総括官は、統幕において本件日報の存在を確認したものの、陸幕に対する本件日報の存在の確認、統幕内での本件日報を特定する部署の調整、本件日報の明認作業などを実施しており、防衛大臣への報告に1か月を要し、かつ、陸幕運情報部長から陸自に個人データとして日報が存在すると説明を受けた際、陸自の日報の状況について確認をせず、正確に把握できなかつたため、事実関係と異なる対外説明資料を作成する等、防衛省として適切な対応をとれなかったことから、これらの行為は、職務遂行の義務(自衛隊法第56条)違反に該当し、不適切である。

なお、監察の結果明らかとなった事実関係と当時の対外説明の主要な相違点については、以下のとおりである。

- ・ 陸自に存在する日報をCRF司令部の幹部の指導により、意図的に該当文書から除いているにも関わらず、不開示請求に対し行政文書不存在につき不開示と説明した。
- ・ 不開示決定の判断以降に掲示板から本件日報を廃棄したにも関わらず、不開示請求以前に適切に廃棄されたと説明した。

5 対外説明スタンスの継続

事務次官及び統幕総括官は、陸幕長等から陸幕等において実施された、本件日報の取得及び削除履歴の確認の経過として、CRF司令部に、本件日報データが存在するが行政文書として管理されているか不明であるなどの説明を受けた。事務次官は、当該データを個人データを認識したことから、陸自の日報の状況を確認せず、陸幕長等に対し、防衛省として本件日報を公表している中で、情報公開法上の対応としては問題ない旨の対外説明方針を示すとともに、防衛大臣に対し、本件日報に係る論点の説明が行われ、防衛省として、本件日報を公表していることから、情報公開法上は問題ない旨の応答ぶりについて説明された。その際、事務次官及び統幕総括官から、陸自に本件日報が存在することについては触れられなかった。そのため、陸自における本件日報の取扱いの状況を確認することにより、対外説明スタンスを変更する機会があったにも関わらず、陸自において本件日報は適切に取り扱われているとの対外説明スタンスを継続したことは、職務遂行の義務(自衛隊法第56条)違反に該当し、不適切である。